

令和 7 年 2 月 臨時教育委員会

日 時 令和 7 年 2 月 1 2 日（水） 1 4 時 0 0 分～

場 所 市役所 1 1 階 会議室 1

出席者

（教育委員）

陣内教育長、松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員 西沢委員

（事務局）

大藤教育総務部長 富野学校教育部長 鳩山学校教育部次長兼学校教育課長 木下学校教育部次長 溝口課長 大宅課長 藤原課長 武尾課長 峰松総務課長補佐兼庶務係長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

（1）議 題

佐世保市立中学校夜間学級設置基本方針の件（学校教育課）

（2）協議事項

なし

（3）報告事項

なし

（１）佐世保市立中学校夜間学級設置基本方針の件

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

議題資料 P 1 ～ P 5 により説明

【陣内教育長】

ありがとうございました。ご審議のほどよろしくお願いします。

【松野教育長職務代理者】

入級対象者につきまして、今現在、いわゆる不登校に対応する適応指導教室等がありますが、夜間学級との関連性や違いなど教えてもらいたいです。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

適応指導教室は、現在は名称が変わって教育支援センターとなっておりますが、学校に復帰することが1つの目的となっております。主に個別の指導や集団での適応力を伸ばすといった指導が行われるのが、あすなろ教室であろうかと思っております。

夜間学級の入級者につきましては、教育課程の授業を行うという点で一番大きな違いがあらうかと思っております。

【松野職務代理】

手続きはどうなっていますか。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

手続きの面では、あすなろ教室は、学校、学校教育課、青少年教育センターなどが不登校に悩みを抱えた家庭の相談に応じ、紹介することになっております。

夜間学級は、不登校生徒の保護者と学校との協議の中で夜間学級への通級を希望する場合、学校から市教育委員会へ申請書の提出等をしていただくことになります。

ご本人含め保護者と面談を行いながら、あすなろ教室の方がふさわしいのか、夜間学級の方がふさわしいのか、相談を通して実情に合った判断をしていきたいと考えております。

【陣内教育長】

夜間学級は学校扱いとなりますが、あすなろ教室は学校の一部ではありません。

【中村委員】

義務教育を修了しないまま学齢期を経過とはどういう意味でしょうか。

【陣内教育長】

学齢期の説明としては、6歳で就学して義務教育の対象年齢に入れば、学齢簿が編成されます。学齢簿に編成されたらこの人は今度の4月から15歳の3月31日まで、義務教育の該当になりますので、この住所に基づいて該当の小学校に入学してください、中学校に就学してくださいとなります。

それを満たしていくのが義務教育ですが、例えばA君が清水小学校に入学した、ところが住所不定で学校にも来なくなる。ある一定期間登校もなく住所の確認ができなくなると学籍を抹消します。結局A君はどこの学校にも行ってない状態になりますので、当然就学もしていませんし、卒業認定もされていないとなります。

【中村委員】

よくわかりました。

【陣内教育長】

それでは議決させていただいてよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい

- - - 了 - - -